

奈良県起業・創業関連セミナー共催事業取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域社会における起業家の発掘、人材育成を促進し、大和平野中央プロジェクトで計画されている「スタートアップヴィレッジ」開設に向けて機運醸成を図るため、県が民間団体等と共催して実施する起業塾及び創業セミナーの手續に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業塾、創業セミナー

新規開業を志している者等を対象に、事業経営における基礎知識や新規開業時の具体的な事業計画・資金計画の立て方を習得してもらうこと等を目的として開催する講演会や研修会(以下「催物」という。)のことをいう。

(2) 共催

民間団体等と県がともに事業の主体となって企画又は運営を行い、その実施について役割や経費の一部を分担することをいう。

(共催の承諾基準)

第3条 県が催物の共催の承諾を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 共催の承諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれにも該当する者で、催物に関する事業計画を有し、事業を完遂できる見込みがあること。

ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業者と同等と認められる者又は広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。

イ 特定の政党、政治団体、宗教団体又はこれに類する者でないこと。

ウ 公序良俗に反する行為を行う者でないこと。

エ 奈良県暴力団排除条例(平成23年奈良県条例第35号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 催物の内容が次の各号のいずれにも該当するものであること。

ア 目的が県の産業振興施策と整合性を有し、第2条第1号で定義する催物と認められるものであること。

イ 広く一般に公開されているものであること。

ウ 専ら営利を目的とするものでないこと。

エ 事業計画及び予算が確立したものであること。

オ 安全管理、環境衛生についての配慮が十分なされているものであること。

2 催物の内容が次のいずれかに該当すると認められるときは、共催の承諾を受けることができない。

(1) 政治的な主義、主張又は宗教の色彩を持つもの。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの。

(3) 県の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれがあるもの。

(4) 対象者が著しく限定されると認められるもの。

(5) 前各号に規定するものの他、奈良県知事(以下「知事」という。)が第1条の目的に照らし不相当と認めるもの。

(共催の申請)

第4条 申請者は、原則として催物を開催する日の2ヶ月前までに、次の事項を記載した共催依頼書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 催物の名称
- (2) 催物の目的又は趣旨
- (3) 主催団体等の名称、代表者名、所在地及び連絡先
- (4) 開催日時又は期間
- (5) 開催予定場所及び会場使用料の概算
- (6) 入場料等の有無及び額、参加対象者、参加予定人数
- (7) 催物の内容及び実施計画
- (8) 事業に係る収支予算書

(共催の承諾等)

第5条 知事は、前条の共催依頼書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、第3条第1項に規定する基準に該当すると認めるときは、共催承諾通知書(第2号様式)により、該当しないと認めるときは、共催不承諾通知書(第3号様式)により承諾の可否を申請者へ通知するものとする。なお、共催を承諾する場合においては、知事が事業目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(承諾内容の変更)

第6条 共催承諾の決定を受けた事業者(以下「共催事業者」という。)が、催物の内容を変更しようとするときは、事前に変更内容を記載した催物内容変更申請書(第4号様式)を知事に提出し、催物内容変更承諾書(第5号様式)により承諾を受けなければならない。

(開催の変更又は中止)

第7条 知事は、感染症、天災及びその他やむを得ない事由のため催物の開催が困難となったときは、共催事業者と協議のうえ、催物を変更又は中止できるものとする。

(承諾の取り消し)

第8条 知事は、共催事業者が次のいずれかに該当するときは、承諾を取り消すこととし、直ちに共催承諾取消通知書(第6号様式)により共催事業者に通知するものとする。この場合において、県は承諾の取り消しに伴う損失補償及び損害賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 第5条後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により承諾を受けたことが判明したとき。
- (4) 共催事業者が第3条第1項(1)に該当しないことが判明したとき。
- (5) 催物の内容が第3条第1項(2)に該当しないこと又は第3条2項に該当することが判明したとき。

(県の負担経費)

第9条 県は、共催する催物に必要な経費のうち、会場使用料並びにそれに付随する設備及び備品使用料(以下「会場使用料等」という。)を負担する。県は、共催事業者と協議のうえ、会場使用料等に係る見積り、申し込み等の会場への対応を担い、催物の完了後は開催会場からの請求に基づき、会場使用料等の支払いを行うものとする。

(催物の広報)

第10条 催物の周知や参加者募集のため、県は共催事業者と協議のうえ、広報を行うものとする。

(共催事業者の負担経費)

第11条 共催事業者は、催物を開催するために必要な経費のうち、第9条に規定する会場使用料等以外のすべての経費を負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。